

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月17日

照会部署名 西宮年金事務所 適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 松下 容子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

久田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2011-028	本部受付番号 No.2011-129
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

新規適用届における適用年月日の遡及について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

(例) 業務処理要領【マニュアル】健保・厚年 I-1-4

31年6月20日付保険発第102号

(内容)

新規適用年月日については、原則として受付日あるいは提出月の1日となっていますが、保険発第102号によれば、2年を限度としてケースバイケースに決定することが適当と考えられる、とあります。

今回のケースは平成20年11月に法人登記がされ、21年1月より事業を開始した事業所で、被保険者は代表者のみです。2年遡及しての適用を強く希望されており、保険料も一括して納付することを確認しています。また、傷病手当金等、保険給付の請求も無いということです。事業実態、報酬の確認ができれば、事業開始時からの適用として差し支え無いでしょうか。

(ブロック本部回答)

健康保険法第3条3項及び厚生年金保険法第6条において、常時従業員を使用する法人事業所は適用事業所とすると定められています。本事例について、事業開始した時点で被保険者となるべき者がいれば、適用事業所としての要件を満たすこととなります。

『業務処理マニュアル』及び【疑義回答 2010-673】【疑義回答 2010-1143】では「原則として受付日あるいは提出月の1日」とする取扱いが示されていますが、『旧社会保険業務処理マニュアル疑義回答通番6、9』にて回答されているように、あくまでも原則であり、標準的な取扱いを示したものであると考えます。事実関係が確認できれば遡って適用して差支えないと思慮します。

しかしながら、遡ることが出来る事例として示されているのは「被保険者からの確認請求がなされた場合等」のみであり、本事例のように被保険者となるべき者が届出義務者である事業主のみである場合に遡って差支えないか疑義が生じますので、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部照会日） 平成23年2月25日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

谷

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり、適用年月日を原則として受付日あるいは提出月の1日とするのは標準的な取扱いを示したものである。したがって、諸帳簿等で確認し、事業実態を備えた日を特定できるならば、その日から適用事業所としての要件を満たすことになるため、確認請求がなされた場合に限らず、その日（2年以上遡及する場合は2年遡及する日）を適用年月日とする新規適用を認めることになる。

回答日 平成23年 3月11日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○						
機構 LAN 揭載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載	